

## 各都県の融資制度

各都県でも震災による影響を受けた中小企業向けに、事業復旧のための資金の融資を行っています。各都県の融資の対象となる方 は以下のとおりです。融資の内容については、各都県の URL でご確認下さい。

### 1. 青森県 特別融資制度

#### (1) 経営安定化サポート資金（平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠）

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、平成23年東北地方太平洋沖地震（地震による津波及び火災を含む）により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じている方

#### (2) 経営安定化サポート資金（平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠）

県内に事業所を有する中小企業者で、平成23年東北地方太平洋沖地震（地震による津波及び火災を含む。以下「地震災害」という。）に伴う間接被害により、売上高や経常利益等（※）の減少等で、事業活動に影響を受けている方

※一定の条件あり

#### (3) 未来への挑戦資金（震災離職者雇用支援枠）

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、常用使用する従業員（正社員）として1名以上雇用（※）する計画の事業であること。

【出典】青森県『青森県特別保証融資制度のご案内』（平成23年8月22日）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

### 2. 岩手県 岩手県中小企業災害復旧資金・岩手県中小企業経営安定資金（災害対策枠）・岩手県中小企業東日本大震災復興資金

#### (1) 岩手県中小企業災害復旧資金

災害救助法の適用を受けた市町村区域(岩手県内全市町村)において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村長等が発行する罹災証明を受けた方

（罹災証明書を受けることが困難な市町村区域（沿岸地域）においては、当面の間、金融機関又は保証協会が罹災状況を確認することで、証明書を受けない罹災中小企

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

業者も貸付対象者となります）

### (2) 岩手県中小企業経営安定資金（災害対策枠）

災害の影響により経営環境が悪化している中小企業者（建物等に被害を受けていない方も対象）

### (3) 岩手県中小企業東日本大震災復興資金

東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- ①東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から罹災証明書の発行を受けた方
- ②東日本大震災の発生後の最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同期に比して10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から認定証明書の発行を受けた方

【出典】岩手県『平成23年東北地方太平洋沖地震に係る岩手県中小企業災害復旧資金の実施について』（平成23年3月22日）

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31587>

岩手県『中小企業金融対策の拡大について』（平成23年4月12日）

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31751>

岩手県『地震・津波被災中小企業者への資金繰り等支援策について』（平成23年6月8日）

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31585>

岩手県『中小企業東日本大震災復興資金』（平成23年6月15日）

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=32860>

## 3. 宮城県 みやぎ中小企業復興特別資金

東日本大震災で被災された中小企業者の皆様に、設備資金としてもお使いいただける制度融資です。（対象融資限度額3000万円までの利子補給制度があります）

■市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災による災害によって被害を受けた事実を証するもの）

■市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書の交付を受けた方

※東日本大震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減していること、又は震災後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

【出典】宮城県『みやぎ中小企業復興特別資金』

<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/hukkoupanf.pdf>

宮城県『東日本大震災に係る県制度融資を利用されている中小企業者の皆様へ』

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

支払利子を補給します』

<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/risihokyu.pdf>

## 4. 福島県 特定地域中小企業特別資金・震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金

### （1）原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「緊急時避難準備区域」と指定された区域（4月22日まで「屋内退避区域」と指定された区域を含む）に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等。具体的には以下の通り。

#### ①解除区域等での事業継続・再開向け融資

旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避地区に事業所を有していた中小企業等であって、区域解除後、当該区域において事業を継続・再開する者（警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者、又は特定避難勧奨地点に事業所があり事業を継続・再開する者を含む。）

#### ②福島県内移転先での事業継続・再開向け融資

次のいずれかに該当するもの

- ・警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点の区域内に事業所を有していた中小企業等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者
- ・旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避地区に事業所を有していた中小企業等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者（ただし、平成24年末までに貸付申込を行った者に限る。）

### （2）震災対策特別資金

平成23年東北地方太平洋沖地震や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事業活動に影響を受けた、つぎのいずれかに該当する中小企業者。

- ①最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。
- ②平成23年東北地方太平洋沖地震、又は福島第一原子力発電所事故の影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し5%以上減少、または減少する見込みが確実であること。（但し、当該事業所の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること）。

### （3）ふくしま復興特別資金

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

福島県内に事業所を有し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ①平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有する者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）
- ③震災発生後の最近3ヵ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して10%以上減少している者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）

#### （4）被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

東日本大震災により被害を受け、復旧・復興に取り組む施設・設備の整備を行う中小企業事業者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

- ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復旧事業計画に記載されている被災中小企業者
- ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所
- ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工事、事業場等に入居する中小企業者

【出典】福島県『資金繰り支援について』

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=24094](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=24094)

中小企業庁『原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金制度」』

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/111122NCAarea-fin.html>

福島県産業振興センター『被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金のご案内』  
<http://www.utsukushima.net/kashituke/seibi.html>

## 5. 茨城県 東日本大震災復興緊急融資

東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等で、次の①から③のいずれかに該当するものが対象

- ①次のいずれかに該当するもの
  - （イ）市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けたもの
  - （ロ）東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けたもの
- ②東日本大震災の影響により、震災発生後1か月当たりの売上高等が、前年同期比で

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

5%以上減少したもの

③次のいずれかに該当することについて、市町村長の認定を受けたもの

(イ) 東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少したもの又は減少が見込まれるもの。ただし、特定被災区域外の事業者については、特定被災区域内の事業者との取引関係により売上高等が減少したもの又は減少が見込まれるものに限る。

(ロ) 特定被災区域外の事業者であって、東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で、15%以上減少したもの又は15%以上減少が見込まれるもの

【特定被災区域】坂東市、守谷市、八千代町、五霞町、境町以外の県内39市町村

【出典】茨城県『東日本大震災復興緊急融資のご案内』（平成23年5月25日）

[http://www.pref.ibaraki.jp/topics/sonota/20110525\\_01/](http://www.pref.ibaraki.jp/topics/sonota/20110525_01/)

## 6. 栃木県 東日本大震災復興緊急資金

震災により直接被害を受けた方、売上げが減少するなど間接的な被害を受けた方を対象とした資金を創設し、県内中小企業の皆様の復旧と復興を支援します。

(1) A資金・B資金

震災により直接的な被害や間接的な被害（売上減少）を受けた方

(2) C資金（旧東北地方太平洋沖地震緊急対策資金）

震災により直接的な被害を受けた方

【出典】東日本大震災復興緊急融資の御案内（平成23年8月18日）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/youushi/hukukoukinnkyu.html>

## 7. 千葉県 セーフティネット資金「震災復興枠」・千葉県立地企業補助金

(1) セーフティネット資金「震災復興枠」

東日本大震災の直接的な被害を受けた者  
東日本大震災の影響を受けて売上減少した者

(2) 千葉県立地企業補助金

東日本大震災により被災した工場等が県内工業団地等に移転する場合、投下固定資産額が5,000万円以上の投資に対し、当該固定資産額の3%を補助します。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

※平成 23 年 8 月 25 日現在、要綱制定中

【出典】千葉県『セーフティネット資金「震災復興枠」の創設について』（平成 23 年 5 月 19 日）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/press/2010/kinyuu20110519.html>

千葉県『千葉県立地企業補助金（災害復興支援）の創設について』（平成 23 年 6 月 9 日）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/rich/shinsaihukkou.html>

## 8. 東京都 災害緊急・災害復旧資金融資・経営セーフ（第 5 号）

### （1）中小企業制度融資「災害緊急」

---

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者

被災地との取引関係や風評被害等により間接的に被害を受けている中小企業者

### （2）災害復旧資金融資

---

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者

### （3）経営支援融資（経営セーフ（第 5 号））

---

東日本大震災の影響を受けた者を含め業況が悪化している中小企業者

【出典】東京都『東京都中小企業制度融資における「災害緊急」の新設について』（平成 23 年 5 月 12 日）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/05/2015c100.htm>